

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について

子ども・子育て支援事業計画の位置づけ（第2期計画書－2ページ参照）

→子ども・子育て支援法第61条「市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。」に規定される法定計画。

↓
条文のとおり、「基本指針に即」することとされている。

基本指針とは

→子ども・子育て支援法第60条「内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。」としていて、定めるべき事項を同条第2項に規定している。

基本指針の主な内容

- ◎子ども・子育て支援の意義
- ◎地方自治体の事業計画の作成指針
 - 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
 - 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項
 - 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項
- ◎制度に関する基本的事項の提示
- ◎関連施策との連携

基本指針のうち「市町村子ども・子育て支援事業計画の作成指針」についての主な内容

項目	主な内容
<p>○子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項</p>	<p>◇下記の通り、策定体制、策定手順などに関する事項が示されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項 2 子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整備等 3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握 4 計画期間における数値目標の設定 5 住民の意見の反映 6 他の計画との関係
<p>○市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項</p>	<p>◇下記の通り、計画に記載しなければならない事項が示されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育・保育提供<u>区域の設定</u>に関する事項 2 各年度における<u>教育・保育（幼児期の学校教育・保育）の量の見込み</u>並びに実施しようとする教育・保育の<u>提供体制の確保の内容及びその実施時期</u>に関する事項 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>《<u>幼児期の学校教育・保育とは</u>》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号子ども …… 教育のみ⇒幼稚園、認定こども園で量を確保 ・第2号子ども …… 保育の必要性あり(3～5歳)⇒保育所、認定こども園で量を確保 ・第3号子ども …… 保育の必要性あり(0～2歳)⇒保育所、認定こども園、地域型保育事業で量を確保 <p>《<u>量の見込みとは</u>》</p> <p>⇒実施したアンケート結果から算出される「利用希望率」を、将来の「子ども人口」の推計値に掛け合わせて、教育・保育に必要な「量の見込み」を設定する。(※実際には、利用実績をふまえて、必要に応じてアンケート結果を補正)</p> <p>《<u>提供体制の確保の内容及びその実施時期とは</u>》</p> <p>⇒設定した「量の見込み」に対応するよう、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業で受け皿として確保する量を「確保の内容及びその実施時期」として設定する。</p> </div>

3 **地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期**に関する事項

《地域子ども・子育て支援事業とは》

- ①利用者支援に関する事業
- ②時間外保育事業
- ③放課後児童健全育成事業
- ④子育て短期支援事業
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- ⑦地域子育て支援拠点事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨病児保育事業
- ⑩子育て援助活動支援事業
- ⑪妊婦に対して健康診査を実施する事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

《量の見込みと提供体制の確保の内容についての考え方は「2」と同じ》

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

<p>○市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項</p>	<p>◇下記の通り、地域の実情に応じて計画に定めることとされる事項が示されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (一) 児童虐待防止対策の充実 (二) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 (三) 障害児施策の充実等 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (一) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し (二) 仕事と子育ての両立のための基盤整備 4 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (一) 関係機関の連携会議の開催等 (二) 関係機関の連携を推進する取組の促進 <p>○その他（別表に記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等 ・市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期 ・市町村子ども・子育て支援事業計画の期間 ・市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価
---------------------------------------	--

基本指針の改正のポイント（令和6年2月13日告示） ※こども家庭庁資料より抜粋（一部改変）

《改正の趣旨》

- 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが必要であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「改正法」）が第208回国会において成立した。
- この改正法において、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う**こども家庭センターの設置の努力義務化**、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が定められた。
- 当該児童福祉法の改正等を踏まえ、関係する基本指針の規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備を行う。

《改正の概要》

1. **家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及びの利用勧奨・措置に関する事項の追加**
 - 基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、**家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定**する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。
2. **こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加**
 - 市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、**こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めること**や、これら機関の連携を図ること等を規定。
3. **こどもの権利擁護に関する事項の追加（※県事業）**
 - 都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。
4. **その他所要の改正**
 - 基本指針に規定している計画の更新等を踏まえ所要の改正を行う。